

# 国営関係部会2012春季生活闘争の取組み

## 【はじめに】

東日本大震災の復旧・復興に係る第3次補正予算及び関連法案、そして震災関連法案を最重要課題として10月20日に開会された第179臨時国会は、補正予算成立に向け協力する姿勢を明らかにする一方で、早期解散総選挙を求め政局に終始する自民党を中心とする野党側の対応と、T P P問題等に係る民主党内の対立のもと、混迷と混乱を極めることとなりました。

特に、補正予算が成立した11月21日以降の国会運営は、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、郵政改革法案、労働者派遣法改正案、選挙制度改革等の取扱いが焦点化したものの、終盤に至っての一部閣僚への問責決議案提出の検討等、対決姿勢を鮮明化する野党の動向と、これによる与野党対立が深刻化するもと、復興庁設置法案及び復興特別区域法案の処理を最終として、会期の延長がされることなく、12月9日に閉会しました。

政府は2011年12月24日、「日本再生元年予算」と題した一般会計総額90.3兆円（対前年度比△2.2%）の2012年度予算案を閣議決定しました。

予算案の特徴は、①新卒者就職支援、②保育所運営費拡充、③35人学級の小2への導入、④地方交付税増額（金利変動準備金・交付税特別会計繰越金活用）、⑤若年就農者給付金、⑥中小企業向け円高対策等、厳しい財政事情のもと国民生活に最低限配慮した措置をはかったものといえます。

政府・与党社会保障改革本部が、2012年1月6日に決定した「社会保障・税一体改革素案」は、「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設に関する社会的な合意に向けて、議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組むとしています。また、税制改正については、消費税率の二段階の引き上げ、個人所得の課税所得の税率の見直し、相続税基礎控除・最高税率の見直し等とし、政府として大綱のとりまとめを行い、今180通常国会に法案を提出することとしています。

勤労者の生活実態は、1997年以降低下を続ける給与・一時金（1997年467.3万円、2010年412万円）により厳しい環境が続き、この10年間における家計の消費支出は6.9%減少しています。

一方、完全失業率は4.5%、有効求人倍率は0.67倍(2011年10月)と厳しい状況が続いています。特に、完全失業者に占める長期失業者比率は100万人を超える状況が続いています。

こうした中で連合は、共通の価値を構成する基盤として、「働くことを軸とする安心社会」、誰もが働くことで社会に参加し、社会的にも経済的にも自立し、そして互いに支え合う社会の実現に向けた運動を進めることとしています。

また、合わせて組織の拡大や非正規雇用の処遇改善等すべての働くもの、働くことを願うものの思いを結びつけ、新しい社会のかたちを切り開いていくため、労働組合として社会的な運動を進めていくこととしています。

公務労協は、「国民の暮らしや生活に蔓延する「閉塞感」を打破するとともに、日本経済をデフレ循環から脱却させ、活力ある社会への転換、「希望と安心の社会づくり」をめざす連合の取組みに結集し、国家公務員の労働基本権の確立と同時に働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現に向け取組みを進めることとしています。

国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針に基づき、関係組合が連携をはかり、要求の実現に向け取組みを進めます。

## I. 国営関係部会2012春季生活闘争賃金要求の考え方

### 1. 連合の2012春季生活闘争に臨む基本的な考え方について

- (1) 賃上げ要求について、「格差是正、底上げ・底支えの観点から、すべての労働者を視野に入れ、すべての構成組織、企業別組合がおかれた状況のもとで、適正な成果配分を追求する闘争の展開」
- (2) 総実労働時間の縮減によるワーク・ライフ・バランスの実現
- (3) 企業内最低賃金の取組みの抜本強化
- (4) 一時金水準の向上・確保
- (5) ワークルールの取組み
- (6) 男女間賃金格差是正の取組み
- (7) 「運動の両輪」としての「政策・制度実現の取組み」を展開することとしています。

そして、総人件費の抑制による国際競争力強化という経営からの脱却とともに、厳しい経営環境下において労使で危機感を共有し、政策協議、政労協議、大衆行動を連動させ、社会的合意へ結び付けていくこととしています。

また、具体的な闘いの進め方・行動の展開にあたっては、5つの共闘連絡会議を中心に、重層的な共闘態勢を構築し、総掛かり体制での取組みを積み重ねるとともに、パート共闘・非正規共闘における闘いを強化し、勤労者全体の雇用・生活条件の課題の解決をはかることとしています。

2. 公務労協は、連合に結集しすべての労働者の労働条件の改善に向け、以下の取組みを進めていくこととしています。

(1) 総人件費削減政策を巡っては、臨時特例法案が継続審議となったことを踏まえ、国家公務員制度改革関連4法案及び地方公務員の労働関係に関する法律案等とともに第180通常国会内決着をはかることとし、財政の論理を最優先した総人件費削減政策転換を求めます。

また、公務員給与のあり方に対する社会的合意を再構築するため、自律的労使関係制度の確立を視野に入れ、使用者責任を追及しながら取組みを進めます。

(2) 2012春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、関係当局にその実現を求めます。

(3) 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取り扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用するとともに、当面、2012年度については、時間給を30円以上引き上げること。

(4) 65歳までの段階的定年延長の実施については、雇用と年金の接続方法については、人事院の意見の申出に基づき、65歳までの段階的定年延長を行うこととし、2013年度から実施することを求めます。

(5) 公務・公共部門労働者のワーク・ライフ・バランスを確立し、雇用創出・多様就労型のワークシェアリングを実現するため、①年間総実労働時間1,800時間への短縮、②本格的な短時間勤務制度の実現などを求めます。

(6) 退職手当については、民間企業の退職金調査結果等に基づく見直しを行う場合には、十分に交渉・協議し、合意に基づいて作業を行うことを求めます。

(7) 公的年金制度の一元化については、将来にわたっての公的年金制度の安定を確保するとともに、共済組合制度の沿革を踏まえ、制度維持を基本とします。

3. 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方に基づき、以下の内容の取組みを展開していくこととします。

(1) 国営関係労働者の「賃金を維持し、改善する」こと。

なお、それぞれの組合において取組みを進めてきている格差問題等についても、引き続き取り組む。

- (2) 非常勤職員の雇用の確保とその処遇改善をはかること。
- (3) 時間外割増率を引き上げること。
- (4) 年間総実労働時間1800時間の実現、各種休暇の拡大などの取組みを進める。
- (5) 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立の取組みを進める。

以上を基本に、国営関係部会の総合的労働条件改善の取組みを展開することとします。

なお、具体的な要求については、企画調整会議において調整し、2月下旬までに決定することとし、3月上旬までには各当局に対し要求書を提出します。

また、国営関係部会における闘いをより強化・発展させるため、2月21日には「2012春季生活闘争対話集会」を開催します。

## Ⅱ. 2011春季生活闘争総合的労働条件の取組みについて

日本経済を取り巻く情勢は、「構造的な危機」と「東日本大震災からの復旧・復興」という大きな課題に直面しています。長期低成長とデフレからの脱却ができず、非正規労働者の増加、所得格差の拡大、財政難と社会保障の負担増など先行きの不透明感が強まっています。

労働者の雇用・生活は、一段と厳しさが増えています。格差社会が深刻化し、貧困層が増大、年収200万円以下の者は1000万人を超えています。賃金、収入は、平均所定内賃金を1997年と2010年で比較すると、全産業・規模計で7.1%減となっている。また、雇用情勢も2011年10月の完全失業率は4.5%と4%台半ばで高止まりを続け、有効求人倍率は0.67倍と依然として厳しい水準となっています。

連合は、2012春季生活闘争を展開するにあたり、すべての労働者を視野に入れ、格差是正、底上げ・底支えの取組みを進めるとともに、適正な成果配分を追求する闘争を強化し、内需を拡大し、日本経済を縮小均衡、デフレから早期に脱却し、持続可能な成長をめざすとし、そのために、マクロ的な観点から、すべての労働者のために1%を目安に配分を求め、労働条件の復元・格差是正に向けた取組みを進めるとして

います。

そして、すべての組合が取り組む課題を、①賃金制度の確立・整備と賃金カーブ

維持分の明示・確保、②非正規労働者を含めたすべての労働者を対象とした待遇改善、③企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ、④産業実態をふまえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ等の四つの項目を設定し取り組む2012春季生活闘争方針を決定しました。

公務労協は、人件費削減措置に対する取組み強化と公務員給与の社会的合意を再構築するため、自律的労使関係制度の確立を視野に入れ、使用者責任を追及しながら取り組むとし、また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正、底上げ・底支えなどの取組みを全力で進めるとしています。

国営関係部会は、連合、公務労協と一体となった取組みを進めるとともに、国営関係労働者の生活・労働条件の改善に向けて、自主交渉・自主決着を基本とした「賃金の維持・改善」をはじめとする総合的労働条件改善要求を提出し、取組みを強化していくこととします。

## 2012春季生活闘争総合的労働条件改善要求(案)

### 1. 賃金水準、一時金の改善について

- (1) 国営関係労働者の賃金を維持し、改善すること。
- (2) 一時金及び諸手当の改善を図ること。
- (3) 均等・均衡待遇に向けて臨時・非常勤職員の処遇改善を図ること。時間給を30円以上引き上げること。

### 2. 労働時間短縮等労働諸条件の改善について

- (1) 年間総実労働時間1800時間達成に向け、労働時間短縮の施策を実施すること。
- (2) 不払い残業を撲滅するため、超過勤務に係る勤務時間管理を徹底すること。
- (3) 時間外労働の削減のため、超過勤務の上限規制を原則として年間150時間に設定すること。
- (4) 超過勤務手当の支給割合を、月45時間以下100分の130以上、月45時間超100分の150以上、休日(週休日及び国民の祝日等)については100分の150以上に引き上げること。
- (5) 年次有給休暇の完全取得を促進すること。
- (6) 特別休暇を拡大すること。
  - ① 夏期休暇を5日間に延長すること。
  - ② リフレッシュ休暇を新設すること。
  - ③ 産前産後休暇の期間を延長すること。
- (7) 育児休業制度の内容を充実すること。

(8) 介護休暇制度の内容を充実すること。

### 3. 公務・公共部門における男女平等促進について

公務公共部門における男女共同参画促進に向け、あらたな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、育児休業の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

### 4. 高齢雇用施策について

雇用と年金の接続については65歳までの段階的定年延長を行うこととし、2013年度実施に向けて必要な措置を講ずること。

### 5. その他の事項について

- (1) 福利厚生施策を拡充するとともに、宿舎等を改善すること。
- (2) 労働安全の徹底及び健康管理の充実を図ること。

## Ⅲ. 行政改革等に係わる取組みについて

### 1. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの取組み

小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加は、もともと市場経済が作り出したものに他なりません。そして、変わらぬ市場を万能とする期待が、経済成長最優先の政策のもと、結果として低価格競争と雇用破壊、そして賃下げ競争の悲劇的悪循環を招いている現実を放置することはできません。

公務労協は、2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」において、①公共サービス基本条例の制定、②公務・公共部門の雇用拡大に重点を置いた活動の具体化をはかるとしてしています。

国営関係部会は、2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、公共サービス基本条例の制定の取組みに重点を置いた活動の具体化に向け、公務労協として進める取組みに積極的に参加します。

### 2. 政策制度要求の実現に向けた取組み

「2012年春季生活闘争における賃金・労働条件改善の取組み」と「運動の両輪」とし

て、①新成長戦略の推進による雇用創出・人材育成、地域活性化に向けた中小企業・地場産業等の育成・支援、②安心社会を支える社会保障・税の一体改革の実現、③生活できる水準への最低賃金の早期引き上げ、④非正規労働者の均等・均衡処遇の確立、⑤民主的な公務員制度改革と労働基本権の確立、⑥公契約基本法の制定を含む公契約の適正化等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進めます。

### 3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

第179臨時国会における経過は、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案に係る与野党の対立軸を鮮明化することとなりました。第180通常国会は、今日の混乱する政治情勢を踏まえ、臨時特例法案及び国家公務員制度改革関連4法案、そして地方公務員の労働関係に関する法律案等について、一国会における決着をはかる局面として認識し、政権交代以降その成果を明らかにする最終的な場面としての対応・対策の強化をはかることとしています。

特に、国営関係部会の各組合には協約締結権が付与されており、これまでの労使の経過を踏まえた対策を進めます。

### 4. 独立行政法人の見直し

- (1) 独立行政法人及び政府関連公益法人等の見直し及び行政刷新・事業仕分けに対しては、公共サービスの質と雇用の確保を最低限として、行政刷新会議対策委員会を中心に対策を進めます。
- (2) 全印刷・全造幣に係わる問題については、当該組合の基本要求（①組織形態は国の特別な機関又は実施庁、②現行事業の一体承継で国の機関に移行、③独立した事業会計制度）の実現に向けて取組みを進めます。

### 5. 特別会計の見直し等に対する取組み

- (1) 特別会計の見直しについては、歳出の9割超が義務的な支出に充てられていることを踏まえ、個々の事務・事業、資金等について、国民生活の安心・安全の確保を前提として、「廃止ありき」の検討を排除するとともに、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等、国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置するよう、取組みを進めます。
- (2) 国有林野事業については、その使命と役割が発揮されるとともに、一般会計化

に向け対策を進めます。

## 6. 郵政改革関連法案等に係わる取組み

先の臨時国会で、郵政改革関連法案については継続扱いとなったため、今第180通常国会における成立をめざし取り組みます。

なお、国営関係部会は、J P 労組と十分連携をはかり、取組みを進めます。

## 7. 地域主権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み

国の出先機関改革に対しては、地方分権改革対策委員会を中心に、国と自治体の役割分担と事務・権限、財源などについての十分な検討、広域的实施体制にかかる課題の解消及び国家公務員の雇用・労働条件の確保を求め、対応・対策の強化をはかることとする。

なお、国営関係部会に係わる国有林野事業の取り扱いについては、当該組合の意向が反映されるよう取り組みます。

# IV. 国営関係部会各構成組織における取組み状況について

### 〔林野事業〕

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、蓄積された森林資源が戦後ピークに達しようとしている中で木材自給率が20%台となっており、国産材利用促進に基づく山村振興対策など課題が山積しています。

地球温暖化防止対策に向けては、平成19年度から6年間で毎年55万ha、計330万haの森林整備を行う必要があるとしていますが、計画実行に係る予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要となっています。

2009年12月、森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献等を理念に、10年後の木材自給率50%以上等とする「森林・林業再生プラン」が作成されました。この再生プランをうけて、昨年7月26日には、森林・林業に関する政策の基本方向を定める、新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。

こうしたことから、地域林業の確立や地域振興策など「森林・林業基本計画」

に基づく具体的施策の展開を求める取組みを進めています。また、東日本大震災に係る地域再生・復興や再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が動きだす中で、木材の安定供給対策やバイオマスエネルギー政策の推進等について地域雇用推進法策と連動した取組みを進めるとともに、福島第一原発事故の、森林の放射性物質の除染等への対応の取組みを進めています。

国有林野事業については、「行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討」の見直しを求めてきました。新たな「森林・林業基本計画」では、「公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとし、そのために債務は区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計へ移行を検討」とされました。

今後は、政府の行政刷新会議における特別会計見直しなどの検討が進められ、第180通常国会への関連法案の検討が進められていることから、一般会計移行に向け、関連法案と債務返済方策や、組織・要員、労働条件、業務運営、労働基本権の取り扱い等に対する取組みを進めていきます。

### [印刷事業]

印刷局事業は、国民生活の安心・安定のために欠かすことのできない通貨事業等の貴重製品の製造を担い、確実な製造と供給を責務として今日までその責務を遂行してきています。

しかしながら、この間、人員削減・効率化・組織の見直し等が毎年のように実施され、不安定な状態での事業運営が余儀無くされてきています。

こうした実態を踏まえ、全印刷は、「印刷局事業を国の組織・事業として実施させる闘い」を組織の最重要課題として取り組んできています。

独立行政法人の見直しに関する取組みは、行政刷新会議における検討状況や見直し作業の動向を踏まえて、印刷・造幣労協で確認している「基本3原則」に基づく政府方針の早期策定に向けて取組みを強化してきました。

独立行政法人の抜本的見直しの「改革の第2段階」である制度・組織の見直しに対して、対策を進めてきましたが、東日本大震災発生による対応等により、改革全体の検討作業が停滞し、スケジュール全体が遅れている状況にあります。

今後は、行政刷新会議等による、まとめに向けた具体的な議論が進められることから、「基本3原則」を堅持して、あらゆる社会的危機においても国民経済、国民生活の安定・安心を支える通貨等の製造は国の組織・事業として実施する体制と質の高い印刷局事業確立を求める取組みを進めていきます。

## [造幣事業]

造幣事業は、貨幣等の製造という特殊性から国が責任を持って行う事業であることから、現行事業の一体承継を求め取組みを進めてきました。また、全印刷・全造幣労働組合協議会において意思統一した方針に基づき、「通貨事業等を国の組織・事業として実施する」ことを関係各方面に強く主張してきました。

このような情勢の中、政府は「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」の閣議決定を予定しています。この決定は、一昨年(2010年)の12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本法案」を踏まえ、さらに独立行政法人の制度・組織の見直しに踏み込んだものであり、全法人一律の現行独立行政法人を、①廃止、②民営化、③成果目標達成型法人と行政執行法人に再編成、④国へ移管などの4類型化した制度・組織に見直す、というものであります。

この決定によれば、造幣事業については、国の基礎となる事業であり、国の判断と責任の下で国と密接な連携を図りながら、確実かつ正確に事務・事業を実施する法人として位置付けられることとなりました。また、業務については、毎年度、主務大臣からの具体的な指示等に基づき実施されていることから、基本的に単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を図ることによって、その政策実施機能の発揮を図ることが適切であるとされました。

この閣議決定は、私たちが求めてきた通貨事業等を国の判断と責任の下で実施すべき事業であることが明確化されるとともに、造幣事業の現行体制の維持、組合員の雇用と身分を守ることができたことは、これまでの取組みの成果であると言えます。

私たちは、引き続き労働条件の維持・向上、職場環境の改善などに全力をあげていくとともに、通貨製造等を担う企業として国民生活と国民経済の安全・安心に寄与し、国民のための造幣事業の安定・発展と民主的事業運営に向けて、必要な対策を講じていくこととします。

## [郵政事業]

郵政事業は、政治に翻弄され続け、この10年間で3回もの経営形態の変更があり、2007年に民営化されてから4年が経過しました。そうした中、政権交代により、「郵政改革関連法案」が国会に提出されていますが、衆参ねじれ国会という状況と併せて、昨年発生した東日本大震災の復旧・復興に向けた補正予算とその財源確保のための法案の成立を最優先とした激しい駆け引きが行われた国会となり、「改革法案」については、これまで具体的な審議がなされないまま継続審議の状況が続いています。

先の第179臨時国会においては、関係大臣の所信と所信に対する質疑、法案の趣旨説明が実施され、現行法での改革を主張する自・公との間で、法案の修正を目的とし

た三党協議会が設置され、具体的な調整が始まりました。

J P 労組は、公務労協の仲間の協力を得ながら、緊急シンポジウムや「急げ！郵政改革」の全国TV放映および全国チラシ配布、また、政府などへの要請行動等あらゆるチャンネルを通じた環境整備を行ってきました。

次期通常国会は、平成24年度予算審議の他に、第4次補正予算関連および「社会保障と税の一体改革」などの審議もあり、与野党対決の議論が展開される可能性があるなど予断を許さない状況が続くことが想定されますが、J P 労組は、国民のための郵政改革の実現と、郵政グループの経営基盤の安定・強化に向けて、「郵政改革関連法案」の早期成立をめざすために全力で取り組むこととします。

## V. 今後の組織運営などについて

1. 公務労協は、今後の組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題等及び第6回総会以降の検討において結論が得られた事項の実現に向け、今後の労働基本権の回復等に係る法制度措置への対応と具体化の動向や推移を踏まえ、検討を行うこととしています。

公務労協が提起している「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更」と組織検討委員会報告の具体化及び機関運営等については、以下の通り。

- (1) 「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更等に関する方針案(仮称)」を策定し、関係法案の国会審議等の動向を踏まえ対応します。
- (2) 今後の公務労協組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題の実現に向けて、以下のとおり具体化をはかることとします。
  - ① 活動範囲の深化をはかるとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等を行う。
  - ② 未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。  
また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。
  - ③ 各部会構成組織書記長の運営委員会への参加について、国公連合における合意形成を踏まえた廃止・整理を行う。
  - ④ 企画調整委員の人数等の変更について、正副議長会・企画調整会議、運営委員会において検討する。

⑤ 「協議会から連合会への移行」については、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う。

以上に関わる国営関係部会としての対応については、企画調整会議において検討を進めていくこととします。

2. 国営関係部会の運営については、公務労協における議論の状況を踏まえつつ検討を進めて行くこととします。

なお、今年度の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。

3. 各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、書記長会議、企画調整会議等を計画的に開催します。